

添付法令資料 3 :

社会的森林管理の促進の統合計画に関する2023年5月30日付
インドネシア共和国大統領規則No. 28 (目次)
同日施行

- 第1章 総則 (第1条及び第2条)
- 第2章 社会的森林管理の促進の目標及び戦略
 - 第1節 通則 (第3条及び第4条)
 - 第2節 法的アクセスの流通の促進 (第5条及び第6条)
 - 第3節 社会的森林事業の発展の促進 (第7条ないし第13条)
 - 第4節 支援の促進 (第14条ないし第18条)
- 第3章 社会的森林管理の促進活動グループ
 - 第1節 通則 (第19条)
 - 第2節 国の社会的森林管理の促進活動グループ (第20条及び第21条)
 - 第3節 州の社会的森林管理の促進活動グループ (第22条及び第23条)
- 第4章 社会的森林情報システム (第24条)
- 第5章 モニタリング、評価及び報告
 - 第1節 モニタリング及び評価 (第25条)
 - 第2節 報告 (第26条)
- 第6章 資金調達 (第27条)
- 第7章 経過規定 (第28条)
- 第8章 終則 (第29条)